

## パートタイム職員（1級）（障がい者）の募集について

外国人技能実習機構（仙台事務所）

<b>募集職種</b>	パートタイム職員（1級）／仙台事務所／総務課（障がい者）
<b>募集人数</b>	1名
<b>職務内容</b>	<p>仙台事務所総務課において、以下の業務に従事する。</p> <p>(1) 書類のチェック</p> <p>(2) 文書類の作成入力、印刷・コピー</p> <p>(3) 書類の整理</p> <p>(4) その他、総務課の業務に付随する事務</p> <p>【変更の範囲】：なし</p> <p>※他課の業務の応援を行う場合があります。</p>
<b>必要な資格</b> ・経験等	<p>上記の職務内容を十分に遂行できる能力を有すること。</p> <p>簡単なパソコン操作（エクセル、ワードでのデータ入力等）ができること。</p>
<b>待遇</b> 基本給与 諸手当 昇給 退職手当 勤務場所 契約期間 勤務時間等 休日・休暇等 社会保険等	<p>時間給 1,562円</p> <p>超過勤務手当、通勤手当 期末手当（6月・12月※）</p> <p>※ 1週間の所定勤務日数及び所定の基準日時点での在職期間による。</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>外国人技能実習機構仙台事務所総務課</p> <p>〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階</p> <p>令和8年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>※勤務実績等を勘案の上、3年度を上限に契約更新の可能性あり。</p> <p>9時～17時の間で、1日の労働時間は5～7時間、週所定労働時間は20～28時間で応相談。</p> <p>土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日）、年次有給休暇、特別休暇等</p> <p>健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険</p> <p>※加入要件による。</p>

<p>おうぼりょう ■応募要領</p> <p>おうぼしよるい 応募書類</p> <p>ていしゆつさき 提出先</p> <p>おうぼしめきりび 応募締切日</p> <p>せんこうほうほう 選考方法</p> <p>た その他</p>	<p>(1) りれきしよ しゃしんちようふ 履歴書 (写真貼付)</p> <p>(2) しょくむけいれきしよ 職務経歴書</p> <p>(3) しょうかいじょう ハローワーク紹介状</p> <p>※ おうぼしよるい しょくしゆ めいき 応募書類には、職種を明記してください (「パートタイム職員 (1 級) / 仙台 じむしょそうむか しょう しゃ 事務所総務課 (障がい者)」)。</p> <p>※ たて ようしき よこが A4縦の様式で、横書き (ワープロ可)。業務・職務の呼称や名称だけでなく、実際 じゅうじ しょくむないよう ぐたいてき きさい に従事してきた職務内容を具体的に記載してください。</p> <p>※ ぎょうむすいこうじょう ごうりてきはいりょう かくにん しょう じょうきょう しょう しょべつ 業務遂行上の合理的配慮等の確認のため、障がいの状況 (障がい種別や ていど はいりよじこうとう かのう はんい おうぼしよるい きにゆう 程度) や配慮事項等を可能な範囲で応募書類にご記入ください。</p> <p>がいこくじんぎのうじっしゅうきこうせんたいじむしょ そうむか 外国人技能実習機構仙台事務所 総務課</p> <p>〒980-0803 みやぎけんせんたいしあおばくこくぶんちよう1 せんたい せいめい かい 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階</p> <p>※ ふうとう いっぱんじむほじょ しょう しゃ おうぼしよるいざいちゅう しゅがき 封筒に「一般事務補助 (障がい者) 応募書類在中」と朱書きしてください。</p> <p>ほしゅうにんずうじゅうそくしだいしめきり 募集人数充足次第締切</p> <p>・ しょういせんこう うえ めんせつしけん じっし 書類選考の上、面接試験を実施します。</p> <p>・ しょういせんこう けっか けっか れんらく 書類選考の結果は、結果にかかわらずご連絡します。</p> <p>・ おうぼしよるい せんこうごへんきやく 応募書類については、選考後返却いたします。</p> <p>※ かんりだんたい がいこく そうしゆつさかん やくしよくいん きんしんしゃ がいぶかんきんにん か こ 監理団体、外国の送出機関の役職員、その近親者又は外部監査人でないこと (過去 ねんい ない がいとう ばあい ふく 5年以内にこれらに該当する場合も含む)。</p> <p>※ じっしゅうじっししゃ か こ ねんい ない ぎのうじっしゅうほうじょう しょうぶんとう う もの やくいん 実習実施者のうち、過去5年以内に技能実習法上の処分等を受けた者の役員でない こと。</p>
--	--